

国立大学法人滋賀医科大学監査室規程

平成16年4月1日制定

令和3年4月1日改正

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）管理運営組織規程第19条第2項の規定に基づき、本学に、内部監査の実施、監事監査の支援等を行うことにより、業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的として、監査室を置く。

(業務)

第2条 監査室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 監事監査及び会計監査人が行う監査の支援に関すること。
- (3) 前2号の業務遂行において、本学各部署との連絡調整に関すること。
- (4) その他本学における監査に関すること。

(組織)

第3条 監査室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
 - (2) 室長補佐
 - (3) 室員
- 2 室長は、学長が指名し、監査室の業務を総括する。
- 3 室長補佐は、専任の事務職員をもって充て、室長を補佐し、監査室の業務を処理する。
- 4 室員は、専任の事務職員をもって充て、監査室の業務に従事する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。